

第38回 人事委員会

人事委員会委員長 飯野 紀夫 (30 期)



1 人事委員会とは

人事委員会は、「公平かつ適切に官公署、連合会その他に対し弁護士会員又は弁護士法人会員を推薦し、総会又は常議員会の委嘱に基づいて本会の委員会の委員を詮衡することを職務とする」と規定されている（本会会則第81条）。

2 その目的とする事項（職務範囲）

そして、この会則を受けて、人事委員会規則が制定されており、その第1条で、次のとおりの目的とする事項が定められている。

- (1) 日弁連、関弁連の理事、各種委員等の推薦に関する事項。
- (2) 総会又は常議員会の委嘱に基づく、本会の各種委員会の委員の選考に関する事項。
- (3) 東京三弁護士会で構成される各種委員等の推薦に関する事項。
- (4) 裁判所、法務省その他の官公庁の各種委員等の推薦に関する事項。
- (5) 公益、財団法人その他の各種団体の委員、協議員又は役員等の推薦に関する事項。
- (6) 公私の団体の外部委員等の推薦に関する事項。
- (7) その他前各号に付帯する事項で委員会の運営に必要な事項。

このように、人事委員会が目的とする事項は、当会のみならず、日弁連、関弁連、東京三会にとって、極めて重要なものであり、更には、各種官公庁や公私の団体の委員等の推薦にまで及んでいる。

3 弁護士を社会の各界各層に

特に近時、裁判所、法務省以外の各種官公庁や公私の団体から、委員や協議員の推薦依頼が増大している。

弁護士が、社会の各界各層に進出し、法律家の立

場から意見を述べ、意思決定に参画することは、社会の隅々まで法の支配を及ぼしていくという司法改革の理念に合致する。それゆえ、将来にわたって、迅速且つ継続的に優れた人材を輩出していかなければならないと思う。

4 人事委員会の現状と課題

- (1) 人事委員会は毎月2回開催されるが、案件の数が多く、時間が限られているので、当委員会が全ての人材を発掘して推薦することは不可能であるから、会内派閥に推薦依頼し、そこから上がってきた案件をただ承認するだけの時もある。これでいいのか？と自問自答することもある。しかし、会内派閥の推薦には高い信頼性があり、それによって、人事委員会が機能しているので、それで良いのではないかと思う。
- (2) 会内派閥の人事担当者の頭が下がる努力にもかかわらず、外部組織や団体からの推薦依頼に応じられなかったり、予定人員が不足していたり、推薦期限に間に合わなかったりすることが、稀にある。

やはり、普段から会内派閥において、計画的に有能な人材育成をし、社会からの期待に応えていかなければならない。そうでないと、弁護士会に対する社会の信頼が喪失し、ひいては法の支配が揺らぐことになってしまう。

- (3) 外部団体から専門的な分野での人材が求められることが増え、当会の各種専門委員会に推薦をお願いすることが多くなっている。これまで、適任者の推薦をいただいているが、若手会員を育成し、同じ人が何度も推薦されることのないようにしていく必要がある。

*人事委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第2金、第4火曜日 午後3時～5時
担当事務局 総務課 TEL.03-3581-2204